

北九州市水道料金等徴収業務委託 公募型プロポーザル 参加資格

参加申込書の提出期間の末日時点において、次の各号のいずれにも該当する者であること。なお、共同企業体による参加の場合は、第 1 号から第 3 号まで及び第 8 号については共同企業体を構成する事業者（以下「構成員」という。）の全員が、第 4 号から第 7 号までについては構成員のいずれかが、第 9 号については共同企業体が満たさなければならないものとし、かつ、構成員は第 4 号から第 7 号までのいずれかを満たさなければならないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の有資格者名簿に記載されていること。ただし、登録の申請がなされている場合には、記載されているものとみなす。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 北九州市内に本社、本店又は本部を有し、かつ、その設置から 1 年以上を経過していること。
- (5) 日本国内において、平成 27 年 4 月 1 日以降に 1 年以上、水道のメーター検針業務を履行し、かつ、一つの事業体と契約した受託区域の人口が 30 万人以上であること。
- (6) 日本国内において、平成 27 年 4 月 1 日以降に 1 年以上、水道の未納整理業務を履行し、かつ、一つの事業体と契約した受託区域の人口が 30 万人以上であること。
- (7) 日本国内において、平成 27 年 4 月 1 日以降に 1 年以上、水道の電話受付業務を履行し、かつ、一つの事業体と契約した受託区域の人口が 30 万人以上であること。
- (8) 共同企業体による参加の場合、第 5 号又は第 6 号の条件を満たす構成員が代表者となり、かつ、全ての構成員からそれぞれ 3 名以上の常時雇用関係にある社員を配置することができること。
- (9) 前項の業務の実施に必要な人数の社員を配置し、かつ、常時雇用関係にある社員を業務責任者として配置することができること。